



## 決議事項

**第1号議案**      **会長及び副会長選任の件**

**第2号議案**      **実行委員長及び実行委員選任の件**

**第3号議案**      **実施要領の変更の件**

# 第1号議案 会長及び副会長選任の件



## [会長]

(敬称略)

富山 和彦

株式会社経営共創基盤(IGPI) IGPIグループ会長

株式会社日本共創プラットフォーム(JPiX) 代表取締役社長

## [副会長]

家田 仁

政策研究大学院大学 特別教授

# 第第2号議案 実行委員長及び実行委員選任の件



## [実行委員長]

大島 邦彦 株式会社熊谷組 エグゼクティブフェロー

(敬称略)

## [実行委員]

阿部 雅人	株式会社ベシスコンサルティング	
岩城 一郎	日本大学 工学部土木工学科 教授	
岩佐 宏一	公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会 インフラマネジメント研究部会	副部会長
大石 健二	パシフィックコンサルタンツ株式会社 執行役員 東北支社長	
大堀 正人	株式会社日立ソリューションズ サステナブルシティビジネス事業部 スマート社会ソリューション本部 空間情報ソリューション部	
奥田 早希子	一般社団法人Water-n 代表理事	
片岡 信之	一般社団法人国土政策研究会 理事 兼 関西支部 事務局長	
笹谷 達也	日鉄高炉セメント株式会社 S L事業部東京グループ マネジャー	
沢田 和秀	岐阜大学 工学部附属インフラマネジメント技術研究センター 教授	
鈴木 泉	株式会社ガイアート 道路維持戦略室 担当部長	
高山 保	パイオニア株式会社 STC Piomatixソリューション統括G DS開発部 モビリティテック開発室 モビリティデータ課	
田村 裕美	一般社団法人ソーシャルテクニカ 代表理事	
永田 善裕	リノブリッジ株式会社 取締役事業本部長	
中谷 孔右	株式会社エコワーク 営業部 技術部長	(新任)
羽鳥 徹	富士フィルムビジネスイノベーション株式会社 ビジネスソリューションサービス事業本部 シニアマネジャー	
藤原 鉄朗	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 マネジメントシステム委員会 アセットマネジメント専門委員会 副委員長	(新任)
森尾 宣紀	長崎市 中央総合事務所 理事 (地域整備担当)	(新任)
吉田 典明	日本工営株式会社 代表取締役専務執行役員 都市空間事業統括本部	事業統括本部長
若木 和雄	日進工業株式会社 特別参与	



# 第3号議案 実施要領の変更の件

変更後	現行
<p data-bbox="136 347 1012 392">インフラメンテナンス国民会議 実施要領</p> <p data-bbox="100 448 528 493">第1条～第19条 略</p> <p data-bbox="62 555 331 600">(役員任期)</p> <p data-bbox="38 616 1072 660">第20条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p data-bbox="38 676 1111 778"><b>2 役員任期は、国民会議実施要領第28条に規定する事業年度を単位とする。</b></p> <p data-bbox="38 794 1111 951">3 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した役員補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p data-bbox="105 1015 349 1059">第21条 略</p> <p data-bbox="62 1123 237 1168">(相談役)</p> <p data-bbox="38 1184 1111 1286">第22条 国民会議に、国民会議の活動を円滑に推進するため、相談役を置くことができる。</p> <p data-bbox="38 1302 1111 1394">2 相談役任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p data-bbox="38 1410 1111 1513"><b>3 相談役任期は、国民会議実施要領第28条に規定する事業年度を単位とする。</b></p>	<p data-bbox="1225 347 2101 392">インフラメンテナンス国民会議 実施要領</p> <p data-bbox="1189 448 1617 493">第1条～第19条 略</p> <p data-bbox="1151 555 1420 600">(役員任期)</p> <p data-bbox="1126 616 2161 660">第20条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p data-bbox="1126 676 2204 833">2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した役員補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p data-bbox="1189 1002 1438 1046">第21条 略</p> <p data-bbox="1151 1110 1330 1155">(相談役)</p> <p data-bbox="1126 1171 2204 1273">第22条 国民会議に、国民会議の活動を円滑に推進するため、相談役を置くことができる。</p> <p data-bbox="1126 1289 2190 1382">2 相談役任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。</p>